



定期普通救命講習会

対象 中学生以上の市民または市内勤務者

日時 11月16日(日)9時～12時

持ち物 筆記用具

費用 無料

申込方法 事前電話申込 ※当日不可

場所・申込・問合せ 石狩消防署 警備課 ☎74・7024

11月6日(日)119番通報

皆さんは正しい119番通報をご存じですか。最近では火事の場合、救急病院についての問い合わせや、急を要しない通報も多く寄せられています。119番通報するときは、慌てずに消防署員の質問に答えてください。携帯電話の場合、「市町村名」から伝え、住所が分からなければ「近くの目標物」を伝えましょう。

災害場所の問合せ ☎74・7119

救急病院の問合せ ☎74・7111

ストーブからの火災に注意

ストーブの周りに燃えやすいものはありませんか。使用する前に暖房機器や煙突周りの点検、清掃を行いましょ。また、最近

薪ストーブなどの固形燃料を使用する暖房器具が増えていて、設置方法等を確認し、安全に使用しましょう。

問合せ 石狩消防署予防課 ☎74・7165

そのほか

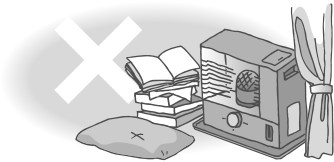
縦覧・意見書提出

「石狩都心地区の地区計画の変更」市の案の概要 石狩都心地区の商業業務地区における建築物の制限の変更に関する「石狩都心地区の地区計画の変更」の案の縦覧を行います。

主な変更内容 商業業務地区の一部で1階部分に事務所や店舗を有していない共同住宅の建築が可能になります

※詳しくは、市HP、市役所1階情報公開コーナー、2階都市開発課、各支所地域振興課にある資料をご覧ください

意見の提出方法 氏名、住所・連



絡先を明記の上、文書持参・郵送・ファクス・Eメール・録音テープ・音声データのいずれかで提出。意見はどなたでも提出できます。

縦覧・意見の提出期間 11月4日(火)～11月18日(火) ※土・日曜除く

意見の検討結果 12月ごろに公表予定

提出先・問合せ 〒061-3292 都市開発課 ☎72・3162

☎75・2274

住生活総合調査にご協力を

この調査は住生活に関する実態や居住者の意向・満足度などを総合的に把握するため、12月1日(月)全国一斉に実施されます。11月下旬から調査員が対象世帯に調査票をお届けしますのでご協力をお願いします。

問合せ 建築課 ☎72・3144

通年雇用促進セミナー

季節労働者を雇用している、または今後採用の可能性がある企業を対象に、通年雇用奨励金など活用できる国の制度の説明、個別相談などを行います。

対象 市内に事業所がある事業主または人事労務担当の方

日時 11月17日(月)14時～16時

場所 石狩商工会館(花川北6・1)

定員 50社
費用 無料
申込・問合せ 季節労働者通年雇用促進協議会 ☎72・3166

季節労働者資格取得支援事業

季節労働者の通年雇用を促進するため、協議会の指定する教育訓練を受講・終了し、資格を取得した季節労働者の方に、受講に要した経費の一部を助成します。

対象 市内在住の季節労働者(受講前に協議会へ計画書を出し、承認が必要)

指定教育訓練 介護員養成研修、大型免許(特殊二種含む)、労働安全衛生法に基づく技能講習など

助成額 入学科・受講料等の助成対象額の3割(平成21年3月10日までに資格取得し、3月20日までに請求)

申込・問合せ 季節労働者通年雇用促進協議会 ☎72・3166

「存じですか」検察審査会

「交通事故などの被害に遭って警察や検察庁に訴えたが、検察官が起訴してくれない」。このような場合に、その不起訴の正否を審査するのが検察審査会です。

問合せ 札幌検察審査会事務局 ☎011・231・4200

除雪期間が始まります

除雪センターでは朝6時30分までに除雪を終了できるようにしていますが、降雪状況によっては時間までに終了しないこともありますのでご了承ください。また、作業中は騒音・振動でご迷惑をお掛けすることもありますのでご理解をお願いします。

※除雪センターや雪堆積場は広報いしかり12月号でお知らせします

【置き雪にご理解を！】降雪は時に災害をもたらすことがあります。除雪作業は、バス路線、主要幹線、生活道路の確保を優先しています。さらに広範囲を短時間に処理することが要求されているため、各家庭の玄関先に置き雪を残してしまうのが現状です。地域全体の道路確保のため、皆様のご協力をお願いします。

【通行や除排雪を妨げる車両の駐車はやめましょう】市は「石狩市冬期迷惑駐車等の防止に関する条例」を制定し、市・市民・事業者が一体となって冬期間の交通環境の改善を目的に迷惑駐車などを防止する活動を行っています。条例に違反する車両には、注意啓発用の「標章」を取り付けるとともに、悪質な場合には警察に車両番号を報告します。

開始日 11月4日(火)／新港・本町・八幡・生振・厚田区・浜益区
11月10日(月)／花川・樽川・花畔・緑苑台

問都市整備課 ☎72-3138
✉toshis@city.ishikari.hokkaido.jp

冬期迷惑駐車とは？
●積雪時の道路上に、通行や除排雪の妨げとなるような車両の駐車や、物を放置すること
●道路に伸び出た庭木の枝や車両の乗り入れ用の台、除雪器具を放置すること



市民の声を活かす条例 審議会のうごき

●9月の審議会開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
1	第2回福祉有償運送運営協議会(福祉総務課)	①更新申請にかかる書類の協議について ②運送の対価について	公開	8
	第1回地域公共交通会議(企画調整課)	①平成19年度運行実績報告について ②市町村運営有償運行の更新登録について	公開	1
4	第2回石狩海浜植物保護センター運営委員会(石狩海浜植物保護センター)	①石狩海岸における利用状況と植生変化のモニタリング調査区の設定状況 ②センターの管理運営の現在の考え方	公開	0
18	第4回浜益区地域協議会(浜益支所地域振興課)	①石狩市保養センター(浜益温泉)の営業時間変更について(経過説明) ②浜益地区の活性化を考える連携会議について(報告) ③地域自治体振興事業について(継続)	公開	0
	第26回障害者自立支援認定審査会(障がい支援課)	障害者自立支援に基づく介護給付申請者の障害程度区分の審査(審査件数5件)	非公開	—
	平成20年第5回下水道事業運営協議会(下水道課)	①受益者負担について(継続審議) ②下水道使用料の改定について(諮問)	公開	1
24	第2回都市計画審議会(都市開発課)	札幌圏都市計画地区計画の変更(緑苑台ニュータウン地区)(諮問)ほか	公開	1
	第1回表彰審査委員会(総務課)	平成20年度石狩市表彰被表彰者の選考について(諮問)	非公開	—
25	第3回指定管理者選定委員会(行財政改革担当)	①指定管理者の募集要項について ②平成19年度指定管理者の評価について	非公開	—
26	第6回厚田区地域協議会(厚田支所地域振興課)	地域振興事業の取り組み状況と今後の目標について	公開	0
	介護認定審査会(高齢者支援課)	要介護認定の審査、判定(9月中6回開催)	非公開	—

協働推進・市民の声を聴く課 ☎72-3153
✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

下水道会計の健全運営のため公共下水道使用料を引き上げます



【テーマ】石狩市公共下水道使用料の改定
【市の原案の概要】市は、下水道会計を健全化するために「人件費の削減」や「建設事業のコスト縮減」などに努めています。今後、処理水量の伸び悩みや維持管理費の増加が見込まれることから、公共下水道使用料を平均3.9%引き上げます(厚田区を除く)。

●改定内容 ※金額は税抜き

汚水量		現行	改定案
公衆浴場以外の施設	基本汚水量	10m ³ までの部分	1,018円 1,054円
	超過汚水量	10m ³ を超え30m ³ まで	124円 129円
		30m ³ を越える部分	180円 188円
公衆浴場	1m ³ につき	52円	55円

※例えば使用量20m³/月は1,054円+129円×10m³=2,344円となり、月86円増加となります
※詳しくは、市HP、市役所1階情報公開コーナー、4階下水道課、各支所地域振興課にある資料をご覧ください

【意見の提出方法】氏名・住所・連絡先を明記の上、文書持参・郵送・ファクス・Eメール・音声ファイル・録音テープのいずれかで提出。意見はどなたでも提出できます。

【提出期限】11月20日(木)～12月19日(金)

【意見の検討結果】平成21年3月中に公表予定

【問合せ】〒061-3292 下水道課 ☎72-3176 ☎75-2278

✉gesui@city.ishikari.hokkaido.jp

【提出先】〒061-3292 協働推進・市民の声を聴く課

☎72-3153 ☎72-3199

✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

小規模企業共済制度

小規模企業の個人事業主または会社等の役員が、事業を廃止したり退職した場合、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく「経営者のための退職金制度」です。この制度の特徴は、掛金は全額所得税控除で、受け取る共済金も退職所得扱い、または公的年金等の雑所得扱いとなります。

申込 商工会、商工会議所、青色申告会、金融機関など
問合せ 独立行政法人中小企業基盤整備機構

☎050・5541・7171

北海道最低賃金改正

北海道内で事業を営む使用者やその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道(地域別)最低賃金が次のとおり改正されます。

最低賃金額 時間額667円

効力発生日 10月19日

問合せ 北海道労働局

☎011・709・2311

職場でのトラブルで困っていませんか

解雇や配置転換、賃下げなどお気軽にご相談ください。

問合せ 札幌総合労働相談センター

〒011・223・8712
(土日祝日、年末年始を除く9時～16時30分)

北海道労働委員会

☎011・204・5667

子メーターの有効期限

子メーターとは、貸しビル・アパートなどで電気料金を分配するための用いる証明用電気計器です。検定を受けていない計器や、有効期限を超過した計器は使用することができません。検定を受ける子メーターには有効期限が表示された検定ラベルが貼られています。一般的によく用いられる定格電圧が300V以下の計器の有効期限は10年です。

検定ラベルが貼られていない、または有効期限が過ぎている計器があれば、お問い合わせください。

北海道経済産業局資源エネルギー環境課

☎011・700・2283

リサイクル料金の改定

11月1日(土)から、家電リサイクル製品の一部のリサイクル料金が改定されます。

冷蔵庫・冷凍庫

1700以下 3780円

1710以上 4830円

ブラウン管式テレビ

15型以下 1785円

16型以上 2835円

エアコン 2625円

※洗濯機は2520円のままです ※製造メーカーによってリサイクル料金が異なることがあります

【引き渡しの方法】

・販売店や家電回収協力店に費用を払って引き取ってもらう(収集運搬料別途)

・郵便局でリサイクル料金を振り込み(振込手数料別途、自分で指定引き取り場所に搬入し、引き取ってもらう)

問合せ ごみ対策課

☎72・3126

